

生徒心得

生徒は、その本分を自覚し、勉学に全力を傾け、スポーツ、読書などの余暇の善用に心がけ、剛健な身体精神を育み、交友にさいしては切磋琢磨を基本とし、人に接するときは尊敬と思いやりの心をもち自己に対しては自主独立の厳しさと慎みを養い、徒に流行を追わず華美を避け、率直、誠実を生活の信条として、この青春を人格完成のために燃やし、悔いのないものとする。

第1章 校内生活

第1条 日課及び出欠連絡

- (1) 登校時間は8時25分まで、ホームルーム入室を8時30分までとする。
- (2) 欠席、遅刻、早退等については必ずホームルーム担任か該当学年に連絡するとともに、保護者が生徒手帳の届出欄に記入し、生徒が提出する。
- (3) 始業時刻から帰りSHRまでは許可なく校地外に出てはならない。一時外出する必要がある場合は必ず担任の許可を受けること。
- (4) 特に用事のない者は、総下校を16時45分とし、完全下校を19時00分とする。
- (5) 下記の時間外、課業日外の活動については保護者の承認と所定の様式の届け出を必要とする。
 - ① 夜間練習、休日練習。
 - ② 合宿、長期休業中の活動。

第2条 校舎使用

- (1) 校舎、教室の美化、整理整頓に努め、学習に関係ない物は持ち込まないこと。
- (2) 校舎、校具を大切にし、破損の場合はただちに申し出ること。
- (3) 廊下、ホール、体育館、格技場等の使用について
 - ① 廊下、ホール床での座り込みは公衆道徳上禁止する。
 - ② 廊下での食べ歩き、所定の場所以外（体育館、格技場、進路室、各階ホール、バルコニーなど）での飲食を禁止する。
 - ③ 各階ホールでのボールやラケットを使った活動は、部活顧問監督下以外は不可とする。
 - ④ 体育館暖房のスイッチは生徒単独では操作しない。
 - ⑤ 昼休みの体育館解放は予鈴までとし、定められた使用方法を守り危険な行為をしない。格技場は開放はしない。
 - ⑥ 更衣室、部活用具室に私物を持ち込まないこと。
- (4) 校地内の掲示、貼紙、陳列、配布は事前に生徒指導部の承認を受けること。

第3条 所持品について

- (1) 貴重品の保管には充分留意し、担任及び部局顧問に預けること。
- (2) 学校には必要以上の金銭を持って来ないこと。
- (3) 生徒相互の金銭、物品の貸借、売買は慎むこと。

第2章 校外生活

第4条 外出の際には身分証明書を携帯し、本校生徒としての自覚ある行動に心掛けること。

第5条 公衆道徳、交通法規を遵守すること。

第6条 みだりに外泊しない。やむを得ず外泊する場合には、保護者の承認を受けること。

第7条 酒類を主とする飲食店、18歳未満及び学生立ち入り禁止の遊技場、施設への出入りを禁止する。

第3章 服装・頭髪・身だしなみ

第8条 平常の服装、頭髪、身だしなみは下記の通りとし厳守すること。

- (1) 服装は高校生として、学習に専念するのにふさわしく清潔、質素、端正であること。
- (2) 肌の露出度の高い（肩、背中、膝上、腹など）格好は不可とする。
- (3) 装飾品についてはどの部位でも身に付けること禁止する。
- (4) 頭髪に関しては染色、脱色、パーマ等地毛を加工することを禁止する。また必要以上に変型させた髪形は認めない。

第9条 履物について

- (1) 上靴は学校指定のものとし、正しい履き方をする。
- (2) 通学には高校生として適切な物を使い、華美な物は履かない。(ハイヒール、ミュール、バックバンド式、サンダル、ハイヒール型ブーツなど)
- (3) 上靴の紐の付け替えと落書き等、上靴の変型を禁止する。

第10条 式典、儀式の服装は厳粛さを重んじ、スーツもしくはスーツに準ずる服装に統一する。

第4章 アルバイト

第11条 学校生活を疎かにし安易な理由でアルバイトをすることは望ましくない。事情によりアルバイトを希望するものは、理由を明記したうえ、学校に「アルバイト願い」を提出し承認を受けること。願い出用紙は、本校の方針を保護者と事業所責任者が了承し、必要事項を記入のうえ、提出すること。

第12条 アルバイト期間中は、生徒手帳・身分証明書ともに携帯すること。

第13条 次に該当するものはアルバイトの中止あるいは中断をもとめる。

- (1) 成績不振者（各考査毎）。
- (2) 出席不良や遅刻常習者など学校生活が不安定な者及び教科欠課時数で進級が危ぶまれる者。
- (3) 頭髮、化粧、装飾品などで指導を受け改善の進まない者。
- (4) 懲戒停学処分解除後3カ月間を経っていない者。
- (5) アルバイトが学校生活に何らかの支障をきたすと認められた場合。
- (6) 無届けのアルバイトをしている者。

第14条 許可しないアルバイトは次のとおり。

- (1) 平日（土・日曜日・祝祭日以外の日）のアルバイト。
- (2) 定期考査1週間前から考査期間中のアルバイト。
- (3) 午後8時以降と宿泊を伴う場合。
- (4) 18歳未満立ち入り禁止の遊技場・風俗営業店及び主に酒類を提供する店。
- (5) 危険が伴うと学校が判断した場合のアルバイト。
- (6) アルバイトをすることが本人にとって好ましくないと学校が判断した場合のアルバイト。

※但し、(1)で特別な事情があると認められる場合は、認めることもある。

第15条 上記第15条の規則に反したり、学校で不相当と判断した場合には承認を取り消すことがある。

第5章 車両に関して

第16条 バイク免許取得は禁止する。

第17条 普通自動車免許取得は原則として禁止する。ただし3年生に限り**冬季休業開始日**より、下記の条件を満たした者の自動車学校通学と免許取得を許可する。許可された者は、校則に則り、学業、学校生活を最優先すること。

- (1) 進路が決定した者。
- (2) 成績不振者、出席日数及び教科出席時数不足者、遅刻常習者など学業、生活に問題の見られる場合は認めない。
- (3) 自動車学校通学を理由に学校を欠席してはならない。
- (4) 本免許は特別な事情の無い限り、3月1日（卒業式）以降とする。

第18条 上記第17条の条件を厳守する者は、**冬季休業開始日**より通学を許可する。

第19条 就職の採用条件として必要と認められた場合には、3月1日（卒業式）以前の免許取得を許可する。但し以下の事項を厳守すること。

- (1) 自動車の運転は絶対にしないこと。運転した場合には処罰の対象となる。
- (2) 免許証は保護者責任の下管理すること。
- (3) 免許取得した旨を担任、生徒指導部へ速やかに報告すること。

第6章 その他

第20条 職員、来賓に対しては勿論、生徒相互においても言語動作に注意し、挨拶をすること。

第21条 男女間の交際は良識を守り、校舎内においては見苦しい行為は慎みマナーに留意する。

第22条 学内に人を害する恐れのある危険物や法律に反する物を持ち込まない。

第23条 交通事故、盗難等被害事故のあった場合には生徒指導部へ所定用紙により被害届を提出すること。